

諮問番号：令和3年度(2021年度)諮問第8号

答申番号：令和4年度(2022年度)答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和3年（2021年）9月13日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人の妻が遡及して受給した老齢厚生年金〇〇円について、自立更生計画書を提出したものの、処分庁は、合理的な理由なく否定し、全額の返還を求めている。新しい炊飯器の購入費用〇〇円及び現在保有していない布団干しの購入費用〇〇円の合計〇〇円を自立更生費として認め、返還額から控除することを求める。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

#### 2 理由

（1）年金を遡及して受領した場合における返還金決定の考え方について

法第63条に基づく費用返還については、「生活保護の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年（2012年）7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）で取扱いの詳細が定められており、遡及して受給した年金の全額を返還対象とするという原則がより強調され、保護の実施機関は被保護者に対してもそれを説明しておくこととされている。

当該被保護者の世帯の自立更生のために充てられる費用の控除については、全く認められないものではないが、真にやむを得ない理由があり、事前に保護の実施機関が相談を受け、慎重に必要性を検討した上でなければ認められないとされている。

(2) 炊飯器及び布団干しの購入費用を自立更生費として控除しないことについて

炊飯器は、保護の開始時に保有していない場合、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(6)-（ア）の規定により、一時扶助として支給することができるため、自立更生費として控除することも考えられるが、審査請求人は、保有している炊飯器の老朽化に伴い買い替えをするものであり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年（1961年）4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7-1及び「生活保護問答集について」（平成21年（2009年）3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-45により、経常的最低生活費のやり繰りで計画的に買い替える物品となる。

布団干しは、健康で文化的な生活を送るために必要な物品との主張であるが、最低生活に直接必要な家具什器に該当するとは判断されない。また、審査請求人の主張においても、審査請求人に対してのみ認められる特別の必要性はなく、真にやむを得ない理由があるとは認められず、炊飯器と同様、経常的最低生活費のやり繰りで購入すべき物品となる。

よって、処分庁が、炊飯器及び布団干しの購入費用の控除を認めなかつ

たことは不当ではない。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年（2022年）	3月25日	審査庁から諮問
	5月23日	第1回審議
	6月8日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

##### 2 本件処分 of 適法性及び妥当性

###### (1) 遡及して受給した年金収入の取扱いについて

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（保護の補足性）と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

また、仮に遡及して受給した年金収入相当額の返還がなされない場合には、年金と生活保護費とを重複して受給していることになるので、年金を受給している他の被保護者と比較して著しく公平性を欠くこととなる。この点につき課長通知では、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると」、「厳格に対応することが求められる」旨が示されており、具体的には、「費用返還額は原則として全額となること」や、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」が求められている。

###### (2) 本件処分について

審査請求人から処分庁に提出された自立更生計画書には、返還金から控除を希望するものとして、炊飯器及び布団干しについて記載がなされている。

炊飯器の購入費用については、保護の開始時に保有していない等の要件を充たす場合、局長通知第7-2-(6)-(ア)により、一時扶助費として支給することができる場合があるが、審査請求人においては、古くなった炊飯器の買い替えを行う計画であり、次官通知第7-1及び問答集問7-45により、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものと認められる。

布団干しの購入費用については、一時扶助費として支給ができるものには当たらず、炊飯器と同様に経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものと認められる。

遡及して受給した年金収入に係る費用返還については、課長通知により、より厳格に対応することが求められ、費用返還額は原則として全額となることからすると、経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものと認められる炊飯器及び布団干しの購入費用について、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合」には当たらないとして、自立更生費の控除を認めなかった処分庁の判断に不合理な点はない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 富 永 章 子

委員 山 口 智 幸